

交通安全情報

三島警察署
交通課

飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！

後悔するのはあなただ！！



～酒酔い運転の「アルコール数値基準」が明確になりました～

酒酔い運転

【改正前】

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)

【改正後】令和8年7月21日～道路交通法改正

呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上

またはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※0.5mg/ℓ未満でもアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態認定され

酒気帯び運転

※変更なし

呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

厳しい処分

厳しい罰則

刑事罰

運転免許行政処分

酒酔い運転

5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

取消処分
(欠格期間3年)

酒気帯び運転

3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

取消処分(欠格期間2年)
又は停止処分

免許取消又は停止処分

飲酒事故月別発生状況[県内・過去10年(H28～R7)]



自転車も車の仲間！



自転車も同じ！

飲酒運転は「悪質・危険な犯罪行為」です！絶対にやめましょう！